

# 東村山市少年軟式野球連盟 審判部細則

第1条 この細則は、東村山市少年軟式野球連盟(以下「連盟」と言う)の規約第3条、第4条、第8条、第9条1、2項、第10条5項、第17条に基づき審判部運営に必要な事項を定める。

第2条 審判部の事務所は、審判部長宅に置く。

第3条 (目的)

審判部は、審判員の技術向上と品位を重んじ、試合の公正円滑な運営を図り、健全な少年軟式野球の普及発展に寄与する事を目的とする。

第4条 (事業)

審判部は第3条の目的を行うために次の事業を行う。

1. 理事会より委託された事業
2. 審判に関する事業の企画・立案
3. 審判講習会への参画要請
4. 審判用品の取扱い
5. その他連盟運営に必要な事項

第5条 (構成)

1. 審判部は次により構成する

部長 1名

副部長 若干名

審判部員 若干名

登録審判員 各チームより2名以上

2. 副部長は理事会で指名する
3. 部長、副部長の任期は、連盟規約第10条7項に準ずる

第6条 審判部は理事会の下に置く。

第7条 審判部員は理事会にて承認を得る。

第8条 審判部は第4条の事業実施にあたり、加盟チームに対して積極的に協力参加を求める事が出来る。

第9条 本細則は平成 30 年 1 月 28 日から施行する。